

第 109 期 決算公告

平成 23 年 6 月 22 日

山形県鶴岡市本町一丁目 9 番 7 号
株式会社 荘内銀行
取締役頭取 國井 英夫

貸借対照表 (平成 23 年 3 月 31 日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	46,281	預金	897,398
現金	25,334	当座預金	14,955
預け	20,946	普通預金	344,187
コ ー ル ロ ー ン	20,831	貯蓄預金	8,407
買入金債権	1,021	通知預金	4,328
商品有価証券	97	定期預金	509,473
商品国債	20	定期積金	6,597
商品地方債	77	その他の預金	9,448
金銭の信託	969	譲渡性預金	33,354
有価証券	212,449	コ ー ル マ ネ ー	16,000
国債	82,504	借用金	54,100
地方債	53,515	借入金	54,100
社債	30,760	外国為替	4
株	9,234	売渡外国為替	4
その他の証券	36,433	社債	10,000
貸出	756,958	その他の負債	8,674
割引手形	2,535	未決済為替借	72
手形貸付	28,299	未払法人税等	150
証書貸付	652,808	未払費用	1,455
当座貸越	73,315	前受収益	429
外国為替	1,114	従業員預り金	238
外国他店預け	1,099	給付補てん備金	8
買入外国為替	1	金融派生商品	139
取立外国為替	13	リース債務	238
その他の資産	3,818	その他の負債	5,940
未決済為替貸	45	退職給付引当金	812
前払費用	48	睡眠預金払戻損失引当金	104
未収収益	1,447	偶発損失引当金	89
金融派生商品	93	再評価に係る繰延税金負債	762
その他の資産	2,184	支払承諾	5,148
有形固定資産	12,233	負債の部合計	1,026,450
建物	5,023	(純資産の部)	
土地	6,428	資 本 金	7,000
リース資産	230	資本剰余金	18,808
建設仮勘定	77	資本準備金	7,000
その他の有形固定資産	472	その他資本剰余金	11,808
無形固定資産	561	利益剰余金	12,576
ソフトウェア	493	その他利益剰余金	12,576
その他の無形固定資産	68	別途積立金	5,000
繰延税金資産	6,520	繰越利益剰余金	7,576
支払承諾見返	5,148	株主資本合計	38,384
貸倒引当金	△ 6,471	その他有価証券評価差額金	△ 4,306
		繰延ヘッジ損益	△ 17
		土地再評価差額金	1,024
		評価・換算差額等合計	△ 3,299
		純資産の部合計	35,085
資産の部合計	1,061,535	負債及び純資産の部合計	1,061,535

損益計算書

〔平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		25,264
資金運用収益	16,803	
貸出金利息	14,969	
有価証券利息配当金	1,792	
コールローン利息	13	
預け金利息	0	
その他の受入利息	28	
役員取引等収益	4,168	
受入為替手数料	869	
その他の役員収益	3,299	
その他の業務収益	3,201	
外国為替売買益	36	
商品有価証券売買益	0	
国債等債券売却益	2,770	
国債等債券償還益	315	
金融派生商品収益	78	
その他の業務収益	0	
その他の経常収益	1,090	
株式等売却益	924	
金銭の信託運用益	0	
その他の経常収益	165	
経常費用		22,742
資金調達費用	2,044	
預金利息	1,579	
譲渡性預金利息	72	
コールマネー利息	1	
借入金利息	149	
社債利息	221	
金利スワップ支払利息	9	
その他の支払利息	11	
役員取引等費用	1,931	
支払為替手数料	174	
その他の役員費用	1,756	
その他の業務費用	3,408	
国債等債券売却損	585	
国債等債券償還損	38	
国債等債券償却	2,784	
営業経費	13,488	
その他の経常費用	1,870	
貸倒引当金繰入額	820	
貸出金償却	21	
株式等売却損	480	
株式等償却	168	
金銭の信託運用損	29	
その他の経常費用	349	
経常利益		2,521

(単位：百万円)

科 目	金 額
特 別 利 益	3
固 定 資 産 処 分 益	0
償 却 債 権 取 立 益	3
特 別 損 失	125
固 定 資 産 処 分 損 失	102
減 損	22
そ の 他 の 特 別 損 失	0
税 引 前 当 期 純 利 益	2,398
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	36
法 人 税 等 調 整 額	955
法 人 税 等 合 計	992
当 期 純 利 益	1,405

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし株式については期末日前1カ月の市場価格の平均に基づく時価法、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 7年～50年

その他 5年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施した上で資産査定部署より独立した資産監査部署で監査を行い、その査定結果により上記の引当を行っております。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理

（会計基準変更時差異の償却期間）

なお、会計基準変更時差異（2,710百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。

(3) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(4) 偶発損失引当金

信用保証協会の責任共有制度に係る信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある負担金見積額を計上しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

（資産除去債務に関する会計基準）

当事業年度から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。

これによる当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式（及び出資金）総額（親会社株式を除く） 160百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,083百万円、延滞債権額は10,696百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は6,531百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は19,311百万円であります。
なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、2,536百万円であります。
7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、501百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 71,280百万円
担保資産に対応する債務
コールマネー 16,000百万円
借入金 48,300百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券59,458百万円を差入れております。
また、その他の資産のうち保証金は406百万円であります。
9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、121,106百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が119,156百万円であります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日 平成11年9月30日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める土地課税台帳に登録されている価格に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例等による補正等）合理的な調整を行って算出する方法及び同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価によって算出する方法を併用しております。
同法律第10条に定める再評価を行なった事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計との差額 1,443百万円
11. 有形固定資産の減価償却累計額 7,881百万円

12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金5,800百万円が含まれております。
13. 社債は、全額劣後特約付社債であります。
14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は1,870百万円であります。
15. 1株当たりの純資産額 289円19銭
16. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 19百万円
17. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、ソフトウェア等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
- (1) 取得原価相当額
- | | |
|--------|----------|
| 有形固定資産 | 1,190百万円 |
| 無形固定資産 | 227百万円 |
| 合 計 | 1,418百万円 |
- (2) 減価償却累計額相当額
- | | |
|--------|----------|
| 有形固定資産 | 832百万円 |
| 無形固定資産 | 186百万円 |
| 合 計 | 1,018百万円 |
- (3) 期末残高相当額
- | | |
|--------|--------|
| 有形固定資産 | 358百万円 |
| 無形固定資産 | 41百万円 |
| 合 計 | 399百万円 |
- (4) 未経過リース料期末残高相当額
- | | |
|-----|--------|
| 1年内 | 212百万円 |
| 1年超 | 216百万円 |
| 合 計 | 429百万円 |
- (5) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額
- | | |
|----------|--------|
| 支払リース料 | 281百万円 |
| 減価償却費相当額 | 249百万円 |
| 支払利息相当額 | 21百万円 |
- (6) 減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- (7) 利息相当額の算定方法
リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。
18. 関係会社に対する金銭債権総額 10,620百万円
19. 関係会社に対する金銭債務総額 382百万円
20. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ（10）に規定する単体自己資本比率（国内基準） 11.50%

（損益計算書関係）

1. 関係会社との取引による収益
- | | |
|----------------------|-------|
| 資金運用取引に係る収益総額 | 57百万円 |
| 役員取引等に係る収益総額 | 0百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る収益総額 | 3百万円 |
- 関係会社との取引による費用
- | | |
|----------------------|--------|
| 資金調達取引に係る費用総額 | 0百万円 |
| 役員取引等に係る費用総額 | 一百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る費用総額 | 637百万円 |
2. 当行は、減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）で、遊休資産については各資産単位でグルーピングを行っております。また、本部、事務センター、社宅・寮、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。
- このうち、以下の資産及び資産グループについて、地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額の合計22百万円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

区分	地域	主な用途	種類	減損損失
遊休資産	山形県内	遊休資産2カ所	土地	22百万円
合計				22百万円

なお、当該資産グループの回収可能性については、正味売却価額により算出しております。正味売却価額は、路線価に基づいて奥行補正等の合理的な調整を行って算出した価額、及び鑑定評価額に基づいた価額等から処分費用見込額を控除して算定しております。

3. 1株当たり当期純利益金額 11円58銭

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成23年3月31日現在）

	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	△0

2. 満期保有目的の債券（平成23年3月31日現在）

該当ありません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成23年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	20
関連法人等株式	—
合計	20

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券（平成23年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	3,130	2,508	621
	債券	106,595	104,799	1,795
	国債	44,429	43,516	912
	地方債	40,475	39,973	501
	社債	21,690	21,309	380
	その他	3,992	3,566	425
	小計	113,717	110,874	2,842
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	5,144	5,968	△823
	債券	60,185	61,122	△936
	国債	38,075	38,582	△506
	地方債	13,040	13,272	△232
	社債	9,070	9,268	△198
	その他	30,286	35,501	△5,215
	小計	95,617	102,592	△6,975
合計		209,334	213,467	△4,133

(追加情報)

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当事業年度末においては、合理的に算定された価額をもって貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は800百万円増加、「その他有価証券評価差額金」は800百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引いた価額であり、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
株式	939
その他	2,154
合計	3,094

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、前頁表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当ありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	16,079	723	377
債券	116,593	2,701	54
国債	99,265	2,120	54
地方債	16,471	574	—
社債	856	6	—
その他	5,083	270	633
合計	137,756	3,695	1,065

7. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

8. 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額は、2,939百万円(うち、株式155百万円、その他の証券2,784百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、株式については個々の銘柄の当事業年度末日前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額並びにそれ以外については当事業年度末日における時価が、取得原価に比較して50%以上下落した場合はすべて実施し、30%以上50%未満の下落率の場合は、発行会社の業況や過去の一定期間における時価の推移等を考慮し、時価の回復可能性が認められないと判断されるものについて実施しております。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託(平成23年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	969	—

2. 満期保有目的の金銭の信託(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	1,937
退職給付引当金	328
有価証券償却	1,327
その他有価証券評価差額金	1,671
税務上の繰越欠損金	2,673
その他	494
繰延税金資産小計	8,432
評価性引当額	<u>△ 1,911</u>
繰延税金資産合計	6,520
繰延税金資産の純額	<u>6,520</u> 百万円

(関連当事者との取引関係)

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額	科目	期末 残高
親会社	フィデアホールディングス(株)	宮城県 仙台市 青葉区	15,000	銀行持株 会社	所有 直接 100.00%	役員の兼任 役務の提供	経営管理 資金の貸付 (注)	536 2,751	貸出金	10,620

(注) 資金の貸付の取引金額については平均残高を記載しております。

2. 子会社及び関連会社等

会社法第2条第3号に定める子会社及び関連会社との取引はありますが、各取引項目につきまして重要性がないため記載を省略しております。

3. 兄弟会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額	科目	期末 残高
親会社の子法人等	荘銀カード(株)	山形県 鶴岡市	490	クレジットカード業 信用保証業 顧客会員へのサービス 業務	所有 直接 7.65% 間接 43.54%	役員の兼任 貸出金の被 保証	住宅ローン 等の保証	(注1)	—	—

(注1) 荘銀カード株式会社は、当行の住宅ローン等の保証を引受けており、平成23年3月末の保証残高は278,154百万円であります。また、当行の同社に対する期中の保証料の支払額は293百万円であり、代位弁済額は768百万円であります。

(注2) 上記以外につきましても、兄弟会社との取引はありますが、各取引項目につきまして重要性がないため記載を省略しております。

4. 役員及び個人主要株主等

取締役及びその近親者並びに親会社の役員の近親者並びに重要な子会社の役員の近親者に対する取引はありますが、取引の性質から見て取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引であるため、開示を省略しております。

連結貸借対照表（平成 23 年 3 月 31 日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	46,281	預 金	897,388
コーポレーション及び買入手形	20,831	譲 渡 性 預 金	33,354
買 入 金 銭 債 権	1,021	コーポレートマネー及び売渡手形	16,000
商 品 有 価 証 券	97	借 用 金	54,100
金 銭 の 信 託	969	外 国 為 替	4
有 価 証 券	212,428	社 債	10,000
貸 出 金	756,958	そ の 他 負 債	8,680
外 国 為 替	1,114	退 職 給 付 引 当 金	821
そ の 他 資 産	3,824	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	104
有 形 固 定 資 産	12,203	偶 発 損 失 引 当 金	89
建 物	5,025	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	762
土 地	6,394	支 払 承 諾	5,148
リ ー ス 資 産	232	負債の部合計	1,026,455
建 設 仮 勘 定	77	(純資産の部)	
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	473	資 本 金	7,000
無 形 固 定 資 産	561	資 本 剰 余 金	18,808
ソ フ ト ウ ェ ア	493	利 益 剰 余 金	12,535
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	68	株主資本合計	38,343
繰 延 税 金 資 産	6,530	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 4,306
支 払 承 諾 見 返	5,148	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 17
貸 倒 引 当 金	△ 6,471	土 地 再 評 価 差 額 金	1,024
		その他の包括利益累計額合計	△ 3,299
		純資産の部合計	35,044
資産の部合計	1,061,499	負債及び純資産の部合計	1,061,499

連結損益計算書

〔平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		25,776
資金運用収益	16,891	
貸出金利息	15,050	
有価証券利息配当金	1,799	
コールローン利息及び買入手形利息	13	
預け金利息	0	
その他の受入利息	28	
役員取引等収益	4,512	
その他の業務収益	3,254	
その他の経常収益	1,118	
経常費用		23,455
資金調達費用	2,046	
預金利息	1,579	
譲渡性預金利息	72	
コールマネー利息及び売渡手形利息	1	
借入金利息	149	
社債利息	221	
その他の支払利息	21	
役員取引等費用	1,847	
その他の業務費用	3,408	
営業経費	13,768	
その他の経常費用	2,385	
貸倒引当金繰入額	1,203	
その他の経常費用	1,181	
経常利益		2,321
特別利益		13
固定資産処分益	0	
償却債権取立益	3	
その他の特別利益	10	
特別損失		126
固定資産処分損失	103	
減損損失	22	
その他の特別損失	1	
税金等調整前当期純利益		2,208
法人税、住民税及び事業税	38	
法人税等調整額	922	
法人税等合計		960
少数株主損益調整前当期純利益		1,248
少数株主損失		96
当期純利益		1,344

連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 1社
 荘銀事務サービス株式会社

前連結会計年度末で、当行の連結される子法人等でありました荘銀カード株式会社、株式会社荘銀ベンチャーキャピタル（平成22年6月18日に株式会社フィデアベンチャーキャピタルに商号変更）、株式会社荘銀総合研究所（平成22年7月1日に株式会社フィデア総合研究所に商号変更）、株式会社I S Bコンサルティングは、株式会社荘銀ベンチャーキャピタル（現：株式会社フィデアベンチャーキャピタル）の第三者割当増資等に伴い、当行の持分比率が減少したことから、連結の範囲から除外しております。

- (2) 非連結の子会社及び子法人等 一社

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 一社

- (2) 持分法適用の関連法人等 1社
 フィデア中小企業成長応援ファンド1号投資事業組合

フィデア中小企業成長応援ファンド1号投資事業組合は、新規出資により当連結会計年度から持分法適用の関連法人等としております。

- (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 一社

- (4) 持分法非適用の関連法人等 一社

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 1社

4. のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び負ののれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。ただし、のれん及び負ののれんの金額に重要性が乏しい場合には、発生年度に全額償却しております。

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

会計処理基準に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし株式については連結決算日前1カ月の市場価格の平均に基づく時価法、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 7年～50年

その他 5年～20年

連結される子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施した上で資産査定部署より独立した資産監査部署で監査を行い、その査定結果により上記の引当を行っております。

連結される子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

6. 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

なお、会計基準変更時差異（2,710百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。

7. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

8. 偶発損失引当金の計上基準

信用保証協会の責任共有制度に係る信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見積額を計上しております。

9. 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社の外貨建資産・負債はありません。

10. リース取引の処理方法

当行並びに連結される子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

11. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性を評価しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

連結される子会社は、デリバティブ取引を行っておりません。

12. 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

（資産除去債務に関する会計基準）

当連結会計年度から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。

これによる当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響はありません。

（持分法に関する会計基準）

当連結会計年度から「持分法に関する会計基準（企業会計基準第16号平成20年3月10日公表分）及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第24号平成20年3月10日）を適用しております。

これによる当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響はありません。

表示方法の変更

（連結貸借対照表関係）

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第5号平成23年3月25日）により改正された「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式を適用し、前連結会計年度における「評価・換算差額等」は当連結会計年度から「その他の包括利益累計額」として表示しております。

（連結損益計算書関係）

当連結会計年度から「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第41号平成22年9月21日）により改正された「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式を適用し、「少数株主損益調整前当期純利益」を表示しております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式（及び出資金）総額（連結子会社の株式（及び出資金）を除く） 139百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,083百万円、延滞債権額は10,696百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は6,531百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は19,311百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は2,536百万円であります。
7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、501百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	71,280百万円
担保資産に対応する債務	
コールマネー	16,000百万円
借入金	48,300百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券59,458百万円を差入れております。

また、その他の資産のうち保証金は406百万円であります。
9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、121,056百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が119,106百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年9月30日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める土地課税台帳に登録されている価格に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例等による補正等）合理的な調整を行って算出する方法及び同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価によって算出する方法を併用しております。

同法律第10条に定める再評価を行なった事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 1,443百万円
11. 有形固定資産の減価償却累計額 7,893百万円

12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金5,800百万円が含まれております。
13. 社債は、全額劣後特約付社債であります。
14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は1,870百万円であります。
15. 1株当たりの純資産額 288円85銭
16. 当行の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 19百万円
17. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、ソフトウェア等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
- (1) 取得原価相当額
- | | |
|--------|----------|
| 有形固定資産 | 1,190百万円 |
| 無形固定資産 | 227百万円 |
| 合計 | 1,418百万円 |
- (2) 減価償却累計額相当額
- | | |
|--------|----------|
| 有形固定資産 | 832百万円 |
| 無形固定資産 | 186百万円 |
| 合計 | 1,018百万円 |
- (3) 期末残高相当額
- | | |
|--------|--------|
| 有形固定資産 | 358百万円 |
| 無形固定資産 | 41百万円 |
| 合計 | 399百万円 |
- (4) 未経過リース料期末残高相当額
- | | |
|-----|--------|
| 1年内 | 212百万円 |
| 1年超 | 216百万円 |
| 合計 | 429百万円 |
- (5) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額
- | | |
|----------|--------|
| 支払リース料 | 281百万円 |
| 減価償却費相当額 | 249百万円 |
| 支払利息相当額 | 21百万円 |
- (6) 減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- (7) 利息相当額の算定方法
リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。
18. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。
- | | |
|------------------|------------|
| 退職給付債務 | △6,691 百万円 |
| 年金資産（時価） | 3,665 |
| 未積立退職給付債務 | △3,025 |
| 会計基準変更時差異の未処理額 | 722 |
| 未認識数理計算上の差異 | 1,565 |
| 未認識過去勤務債務（債務の減額） | △84 |
| 連結貸借対照表計上額の純額 | △821 |
| 前払年金費用 | — |
| 退職給付引当金 | △821 |
19. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準） 11.45%

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常費用」には、株式等売却損487百万円、株式等償却267百万円を含んでおります。
2. 1株当たり当期純利益金額 11円08銭
3. 当行は、減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）で、遊休資産については各資産単位でグルーピングを行っております。また、本部、事務センター、社宅・寮、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。また、連結される子会社は、当該会社を一つの単位としてグルーピングを行っております。

このうち、以下の資産及び資産グループについて、地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額の合計22百万円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

区分	地域	主な用途	種類	減損損失
遊休資産	山形県内	遊休資産2カ所	土地	22百万円
合計				22百万円

なお、当該資産グループの回収可能性については、正味売却価額により算出しております。正味売却価額は、路線価に基づいて奥行補正等の合理的な調整を行って算出した価額、及び鑑定評価額に基づいた価額等から処分費用見込額を控除して算定しております。

4. 連結包括利益計算書における包括利益の金額 △ 479百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、主として国内の法人や個人のお客さまへの貸出及び債券や株式、投資信託等の有価証券による運用等の銀行業務を中心とした金融情報サービスを行っております。これらの事業を健全に行っていくため、経営体力の範囲内でリスクを許容し、収益力の向上を目指しております。

当行グループでは、主として金利変動等を伴う金融資産及び金融負債を保有していることから、金利変動等による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合管理（ALM）を行うほか、必要に応じてデリバティブ取引を実施しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産には、主として国内の法人及び個人のお客さまに対する貸出金があり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託及び組合出資金であり、純投資目的及び政策投資目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

主な金融負債である預金及び譲渡性預金は、主として国内の法人及び個人のお客さまの預け入れによるものであります。集中的な預金の解約等による流動性リスクに留意する必要がありますが、預金等の大部分は個人のお客さまによるもので小口分散されているほか、大口預金の比率を一定以下にコントロールする等により当該リスクを抑制しております。

デリバティブ取引には、ALMの一環で行っている金利スワップ取引、及びその他有価証券で保有する債券に対する先物取引、オプション取引等があります。また、その他にデリバティブを組み込んだ複合金融商品取引があります。デリバティブ取引は投機的な取引を目的とするものではなく、主としてヘッジ目的で実施しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当行グループでは、「リスク管理基本方針」及び各種リスク管理規程を定め、以下のリスク管理を実施する体制を整備しております。

① 信用リスクの管理

当行グループは、「クレジットポリシー」及び「信用リスク管理規程」等に従い、貸出金について、個別案件毎の与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、自己査定等の事後管理、保証や担保の設定、問題債権への対応、与信集中リスク管理等与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか融資担当部門により行われ、また、定期的に経営会議等を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については監査担当部門がチェックしております。

② 市場リスクの管理

市場取引については、フロントオフィス、ミドルオフィス及びバックオフィスをそれぞれ独立した部署とし、相互に牽制する体制としております。

(イ) 金利リスクの管理

当行グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。「市場リスク管理規程」等の規程に従い、金利リスク量を計測するとともに、定期的にギャップ分析や感応度分析等によりモニタリングを実施し、定期的に経営会議等に報告しております。また、現状分析を踏まえた今後の対応等の協議を行っております。

(ロ) 為替リスクの管理

当行グループは、「市場リスク管理規程」等に従い、為替の変動リスクに関して、総合持高、損失限度額を設定する、若しくはヘッジ取引を行う等により管理しております。

(ハ) 価格変動リスクの管理

当行グループは「市場リスク管理規程」等に従い、価格変動リスクを管理しております。有価証券のリスクはバリュー・アット・リスク (V a R)、10B P V等リスク指標に基づいて、予め設定した限度額に対する使用状況をリスク管理部門が日次でモニタリングするとともに、経営会議等に報告しております。

(ニ) デリバティブ取引

デリバティブ取引の取扱いにつきましては、取引の執行、ヘッジ取引の有効性検証、事務管理に係る部門を分離し、取扱規程に基づいた運用・管理のもとに行っております

(ホ) 市場リスクに係る定量的情報

トレーディング目的以外の金融商品

当行では時価が日次で変動する商品を多数保有し、その変動額も他のリスクカテゴリーと比較して大きいため、V a Rを用いた市場リスク量を日次で把握・管理しております。

平成23年3月期の当行のバンキング業務の市場リスク量は以下のとおりであります。

<バンキング勘定のリスク量>

(単位：億円)

	平均	最大	最小	年度末
預金・貸出金等	18	24	15	22
有価証券	94	108	84	102
債券	29	36	22	34
株式	22	27	19	27
その他	60	72	55	60

(* 1) V a Rの計測手法は、原則として「分散共分散手法」で計測しておりますが、仕組債等の一部金融商品について、「モンテカルロ・シミュレーション手法」等の異なる手法を採用しております。

(* 2) 保有期間は、有価証券のうち市場流動性の高い金融商品 (国債、地方債、上場株式 (除く政策投資) 等) は60営業日、市場流動性の低い金融商品及び預金・貸出金等は125営業日で算出しております。

(* 3) 信頼区間は99%、変動率を計測するための市場データの抽出期間は250営業日を使用しております。

なお、当行では、有価証券のV a Rについて、市場リスク量の計測モデルの正確性を検証するため、モデルが計測した保有期間1日のV a Rと実際の損失を比較するバックテストを実施しております。

平成23年3月期に実施したバックテストの結果、3月に発生した東日本大震災を含めて実際の損失がV a Rを超過しましたが、計測モデルを見直すまでの回数には至っておりません。現在使用している計測モデルは、相応の精度により当行の市場リスクを捕捉しているものと考えられます。

V a Rによるリスク管理を行うにあたっては、特に以下の点に十分留意して活用することとしております。

(i) 市場リスクのV a R等の定量的情報は、統計的な仮定に基づいて算定したものであり、前提条件や算定方法等によって異なる値となること

(ii) 市場リスクのV a R等の定量的情報は、前提条件等に基づいて算定した統計的な値であり、最大損失額の予測を意図するものではないこと (信頼区間に応じた頻度で損益がV a Rを上回ることが想定されること)

(iii) 将来の市場の状況は、過去とは大きく異なることがあること

なお、トレーディング目的の金融商品につきましては、保有残高が極めて少なく、経営に与える重要性が限定的であるため開示対象外としております。

③ 流動性リスクの管理

当行グループは、「流動性リスク管理規程」等に従い、流動性リスク管理に係る限度額を設定し、実績を日次でモニタリングするとともに、経営会議等に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には理論価格等の合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含まれておりません((注2)参照)。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	46,281	46,281	—
(2) コールローン及び買入手形	20,831	20,831	—
(3) 買入金銭債権 (* 1)	1,018	1,018	—
(4) 商品有価証券			
売買目的有価証券	97	97	—
(5) 金銭の信託	969	969	—
(6) 有価証券			
その他有価証券	209,334	209,334	—
(7) 貸出金	756,958		
貸倒引当金 (* 1)	△6,441		
	750,517	773,067	22,550
(8) 外国為替 (* 1)	1,114	1,114	—
資産計	1,030,164	1,052,715	22,550
(1) 預金	897,388	897,439	50
(2) 譲渡性預金	33,354	33,354	—
(3) コールマネー及び売渡手形	16,000	16,000	—
(4) 借入金	54,100	54,155	55
(5) 外国為替	4	4	—
(6) 社債	10,000	10,141	141
負債計	1,010,847	1,011,095	247
デリバティブ取引 (* 2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(16)	(16)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(29)	(29)	—
デリバティブ取引計	(45)	(45)	—

(* 1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権、外国為替に対する貸倒引当金については重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(* 2) デリバティブ取引によって生じた債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、ほとんどが残存期間1年以内の短期間のものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

買入金銭債権は、残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(6) 有価証券

株式は取引所の価格（期末月の月中平均）、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格等によっております。投資信託は、公表されている基準価格等によっております。

私募債は、内部格付、期間に基づく区分毎に、将来のキャッシュ・フローを信用格付毎の信用リスクスプレッド及び市場金利で割り引いて時価を算定しております。

変動利付国債については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は800百万円増加、「その他有価証券評価差額金」は800百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引いた価額であり、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

なお、保有目的毎の有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

(7) 貸出金

貸出金のうち、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限る等の特性により返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため当該帳簿価額を時価としております。

固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額を信用格付毎の信用リスクスプレッド及び市場金利で割り引いて時価を算定しております。また、変動金利によるものも、固定金利によるものと同様に、内部格付、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額を信用格付毎の信用リスクスプレッド及び市場金利で割り引いて時価を算定しております。なお、信用リスクスプレッドは信用格付毎の累積デフォルト率、債務者区分別ロス率を基に残存期間帯別に計算しております。

貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証により回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

(8) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）、輸出手形・旅行小切手等（買入外国為替）、輸入手形による手形貸付（取立外国為替）であります。これらは、満期のない預け金、又は残存期間が短期間（1年以内）であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び (2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間毎に区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際の店頭表示基準利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形

これらは、残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 借入金

借入金のうち、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

残存期間が1年超のもので、期限前償還コールオプション、ステップアップ条項の付いた劣後借入金については、期限前償還の可能性を考慮した見積りキャッシュ・フローを見積り期間に対応した市場金利に当行の信用リスクを加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

(5) 外国為替

外国為替については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 社債

当行の発行する公募による社債で市場価格の存在するものについては、当該市場価格を時価としております。期限前償還コールオプション、ステップアップ条項の付いた劣後債については、期限前償還の可能性を考慮した見積りキャッシュ・フローを見積り期間に対応した市場金利に当行の信用リスクを加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）、債券関連取引（債券先物、債券先物オプション等）であり、取引所の価格、割引現在価値等により算出した価格によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(6) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
①非上場株式(*1)(*2)	939
②組合出資金(*3)	2,154
合計	3,093

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(*2) 当連結会計年度において、非上場株式について13百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式等時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金(*1)	20,946	—	—	—	—	—
コールローン 及び買入手形	20,831	—	—	—	—	—
買入金銭債権 有価証券	1,021	—	—	—	—	—
その他有価証券のう ち満期があるもの	10,269	19,054	52,066	11,514	47,177	49,713
貸出金(*2)	159,399	115,451	112,815	59,933	76,670	219,908
合計	212,467	134,506	164,882	71,448	123,847	269,621

(*1) 預け金のうち、満期のない預け金は「1年以内」に含めて記載しております。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない12,779百万円は含めておりません。

(注4) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	792,254	53,500	13,181	—	—	—
譲渡性預金	32,354	—	1,000	—	—	—
コールマネー 及び売渡手形	16,000	—	—	—	—	—
借入金	48,300	—	—	—	5,800	—
社債	—	—	—	5,000	5,000	—
合計	888,908	53,500	14,181	5,000	10,800	—

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて記載しております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「商品有価証券」、「有価証券」について記載しております。

1. 売買目的有価証券（平成23年3月31日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額（百万円）
売買目的有価証券	△0

2. 満期保有目的の債券（平成23年3月31日現在）

該当ありません。

3. その他有価証券（平成23年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	3,130	2,508	621
	債券	106,595	104,799	1,795
	国債	44,429	43,516	912
	地方債	40,475	39,973	501
	社債	21,690	21,309	380
	その他	3,992	3,566	425
	小計	113,717	110,874	2,842
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	5,144	5,968	△823
	債券	60,185	61,122	△936
	国債	38,075	38,582	△506
	地方債	13,040	13,272	△232
	社債	9,070	9,268	△198
	その他	30,286	35,501	△5,215
	小計	95,617	102,592	△6,975
合計		209,334	213,467	△4,133

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	16,117	742	384
債券	116,593	2,701	54
国債	99,265	2,120	54
地方債	16,471	574	—
社債	856	6	—
その他	5,083	270	633
合計	137,794	3,713	1,072

6. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

7. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、2,939百万円（うち、株式155百万円、その他2,784百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、株式については個々の銘柄の当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額並びにそれ以外については当連結会計年度末日における時価が、取得原価に比較して50%以上下落した場合は全て実施し、30%以上50%未満の下落率の場合は、発行会社の業況や過去の一定期間における時価の推移等を考慮し、時価の回復可能性が認められないと判断されるものについて実施しております。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託 (平成23年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	969	—

2. 満期保有目的の金銭の信託 (平成23年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成23年3月31日現在)

該当ありません。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。